

明治四年辛未十一月



萬國新聞

第十號

東京書林

北畠茂兵衛
山中兵衛



115
10



萬國新聞第十號

米國新聞拔萃

横濱千八百七十一年第九月十三日我七月廿九日水曜日

今度日本南方諸部の大兵を東京に來集せしめし事及び國
主等變革の事ハ久しく風聞ありとる如く全く大政改革は
基を信用派此變革は最大事件ハ左の 天皇陛下の詔
書を以て見ゆ

夫れ維新の秋に當て下民の窮乏を救ひ各々産業振得せし
め其福與へしと云はれ朕は願ひされハ徒々沈黙するを



非淺最を盡力を要し政府の力を集め同心盡力せしむるは必し其功ありし事と信用し朕先達て藩を置き其國郡に事務を聞らしめ事を命せしむる今度其國主の權を廢し知事み替へ各々其務を勤めよめんと欲し然れども數百年の間其國主銘々一個の法則を立て朕の命令に拘はらば或は其任に堪へしむるに殆きと徒ふ國主の名を有する而已ふ者あは此の如き形勢ある故に下民等其福を得る能はし其産業を安せし朕是を患ふる事日久し因て往昔より傳ふる處の區々の侯國封邑を廢し以て縣と爲し下民を救助せよと欲し汝職務に勤勞しよ者能く是を體し無益の事を省き無益の費

を除き且は煩き法を廢せよ

右 天皇陛下出御の上參議全權より參朝せる諸國に參政の者へ宣言

明治四年辛未七月十四日

此詔書の如く往昔に封邑或は國內政體に關は處の事ハ一度に廢止し政府も亦 天皇陛下の法則に屬せしむる者あると一に之を拒む者或は新規改革に故障を生じざる者あると聞は如此なれば我等自然疑ひ思ふ處あり是等の國邑を領せし者を如何に所置せらるるか其人民及び國土を如何に支配せらるるか侯伯に其臣民等の首領とし其裁斷を爲

いへき第一の全權なれば然りとす斯の如く變革はる時ハ其
所有の武器船或ハ其他の物と共に其國證を臣下に引渡は
るゑし然れハ臣下ハ却て即ち獨立とふるゑ如し是等の
國主の内みてを其職に任むる者ハ其官職に復し其祿を
賜ふるへし併し凡て以後東京〔帝都〕へ居住せらるゑし
是ハ必し職に供はる者と一致し面倒を生はる者あるを
然りとす國主等の借財ハ政府よて引受らるゑ國主是迄
の怠惰を廢し職務に勤勞はるゑ或ハ是迄人ハ對する威力
を標示せし兩刀を止め農作に道具を取はるゑ至るし到底全
國住民の内十分一ハ此の如き遊惰の貴族とふるゑ實に素餐

の人〔原語ハ國民の蒸餅を食ひ耗はる人〕と謂ふる者ハ南
方四家の國主薩摩長州鍋島土佐ハ舊政府の時十八諸侯の
内よして富巨萬と重ねた當時よ於てハ大政改革の首頭と
ふるゑ實は是等ハ即ち政府よて凡て 天皇陛下に輔佐官及
以諸局の長官ハ皆彼等の支族よて出るゑ此等の人ハ皆四
個年前大君の治世を廢し御門即ち眞の 日本帝と大寶を
踐ましめる者よして又己れの國邑を奉還し且は他の諸
侯もも同様に土民を返上せしめる者よて但し他の諸侯
と少く異なれ所ハ只元と其臣下の者を新政府の重官よ
命せしめるのみ當今の 天皇陛下以前ハ政と關せはる

帝として即ち神の正裔と名付る下民ハ其人種の宗と呼べ
如此大切なる物なれば四家は國主も眞の國帝と云ふ萬
機陛下の聖慮の出流如く尊奉せられ併し時勢の然らしむる
處ありける○彼國民を大別する二種と爲れ其一と士と云
ふ侯伯に親とす者ふしと苦役受るる流民者と云ふ一ハ
尋常の人民として各々其生計の爲めと勞力受るる者と云
ふ是迄農人及び商人等を殊に輕蔑せしむ此變革して其弊
を去り階級を得流者ハ必し其功勞に依流するべし穢多即
ち革細工人の如きも其類を平人に列ふ入るあり如此なれ
ハ故障なく人を雇ひ入るる事と少しも欠く事とあらざるし

有能の者ハ勿論此變革を悦び彼の侯位を廢せらるる輩
を聊ら怨を起さざるあり流民を今度ハ外國人の需を俟る
べしと全國を外國貿易の爲め開くべしと云ふ

ジャパンガゼット新聞

明治四年辛未十月十九日刊行

埃地利國コルヘット形ニアサマ艦遙く東方に向ひ來らる
とて紅海航海中バーベルマシンの瀬戸の邊にて沙
洲に乗る揚る最も悲き難事に會せ蒸氣機關ハ損なふ更
に其用を爲れずして船を浮ぶ事能はば汽船乃養管ハ砂
に閉塞せらるる餓内ハ海水を注入する事能はば故に一瀛

甌ハ終ニ燒々付き又一瀛甌も其用を爲は種々の方畧
用して此船を浮へせと欲はせとも皆無益なるをたれハ破
鎖鎖索大砲彈藥其他船中に積ある重き物を海岸へ陸揚し
其船隊の内よて此を防守は如此は夜ハハイナジャカ
ラス皆獸の名及び其他猛獸を切らはせ日中に亞刺比亞
人群を成して襲ひ來て番兵を害し物を奪はせと故に
中よハ争て是を殺せり漸く五日を経て一同盡力し開洋
候を得アデン地へ向て出帆せり併此ユルヘツト形の船體
よハ少志の損傷あらはせハ新嘉坡^{シンガポール}地へ着せり事必せり此
破損ふる器械ハ全く其用を爲はれハ帆を以て開洋候

なるを以て此艦の總裁此難事乃發はる前よは不快なりしを
漸く勵み終て遂に寢所を附るを故に其官を第一副官を
讓せりと云

コーペンハーゲンよての書云く今度支那日本傳信機社
中よて蘇格蘭の北よはセトランド領フハロー島氷海緑海
を通し夫よてラブラドール地ダウズ海峡を横切り歐
羅巴と亞米利加との間を傳信線を沈め通信を開らせとの
目論見なるを以

當時プラートルなる於て維納展觀場を建て掛とるり其建物長
九百五メートル(一メートル約我三尺)幅二百五メートル

と云々中央より長さ樓閣あり四方より亦樓閣陸續せて中
と鏡に圓き建家あり高さ七十九メートル直径百二メートル
凡其内重立るる樓閣の幅廿五メートルあり四方の樓閣の
幅十五フヒート長さ七十五フヒート此樓閣の間に幅三十
九メートルの露地あり地を置いて觀望すべき諸物を此中に出
し及びし總計建物の坪數十萬三千方メートルあり觀せ物多
大なる建家との間に露地を設けて各別に離れあり是は火
災を防守の爲めあり又別に廣殿あり器械を置く爲めあり
其長さ八百九メートル幅二拾八メートルあり

ジャパンヘラウド新聞第二千五百一號

明治四年辛未十月廿四日横濱刊行

一昨夜北日耳曼旅館(横濱旅店の名)の馬車小屋の門を破壊
し結構なる馬車燈器一對を盗まじたり然るに翌日右旅館
の小使一人同館支配人の衣類幾多を取って出奔せし者あり
必此者の所爲なるべしと評ふ

ジャパンヘラウド新聞

明治四年辛未十月廿五日刊行

島原の茶屋今度前々諸大名及び東京より着の上役を奉り
き者の内邸を持ち又兼々用意せし場所無之者へ貸渡る
き事を政府より命ぜり坐敷料ハ十疊に付一個月一

兩二分六疊ハ一ヶ月三分二朱下男此月俸一ヶ月二分ナリ
第一等の客ハ三度乃食及以泊賃共十一匁即ち凡そ三朱ナ
リ第二等ハ十匁即ち凡そ二朱と四百文ナリ第三等ハ六匁
五分即ち一朱と三百文ナリ以前ハ日本帝國大名ト云々威
と震ハシ者ハ何故ニ個様ニ落ち去リ彼等ハ階級威力を刹
らと且此難儀なる場所へ退く或甘次等と見へる何事ナ
國ニケ様ナリ類あるや我等更ニ知らズ

新知事ニ替マテより裁判所ニ於テ大變革あり我等前知事
井關の頃より能き規則採取極めらる事ヲ希望以前知事
ハ已之の主意なく凡そ事を行ふ前東京此命と得候事ハ能

ハ以然るよ今度の知事ハ専ら獨斷ニ去々萬一不正の事あ
らハ抽きし其陳謝を爲源と云々なり故に國人専ら尊敬
せり

